

在宅情報マガジン てまり H29.2号

こんにちは。寒い日が続いておりますが、元気でお過ごしでしょうか。ニュースでは、1月の下旬から最強寒波になり厳しい寒さが続くと言われておりますが、お部屋を暖かくして体調などをこわさないようにお気を付け下さい。 過日、栄養バランスを考えた療養食とリハビリ体操がありましたのでご案内します。

◎「つばきの会」食事会と研修会が行われました（1月19日）。



食事会「管理栄養士による療養食」



研修会「理学療法士によるリハビリ体操」

◎玉川校区どんど祭で健康チェックが行われました（1月22日）。

安心して生活をおくるためにも、自分の健康状態を知っておきたいものです。



健康チェックコーナーが設けられ、骨密度測定ができました。

◎地域交流施設で、健康推進教室が行われました（1月26日）。

デイサービス管理者による「介護サービスについて」の内容でした。

- ①介護サービスを利用するまでの流れ
- ②介護予防・日常生活支援総合事業についての2部構成でした。

①介護サービスを利用するまでの流れ

対象者

65歳以上は原因を問わず介護が必要と認定された場合。
40歳から64歳までは、加齢による特定疾患（16種類）が原因となって介護が必要と認定された人のみ遣う事ができる。



申請方法から介護認定までの流れ

市町村の介護保険課に申請

市町村の認定調査員による訪問調査及び主治医意見書の記載

介護認定審査会

要介護・要支援の認定

ケアプラン作成

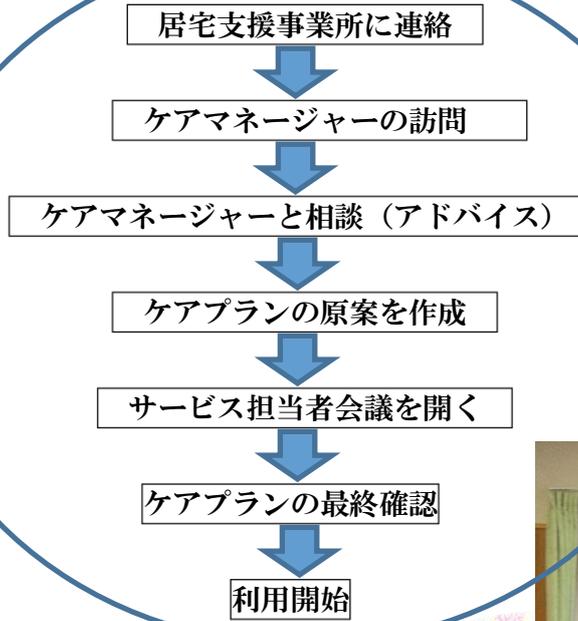


※本人や家族などが申請できない場合は、次のところに申請の代行をしてもらうことができますので、ご相談ください。

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設 など



ケアプランの流れ



要介護・要支援の判定が下りたら、ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員にケアプランを作成してもらいましょう。



②介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者のみなさんが、地域のつながりを維持しながら、その人の状態に合った支援が受けられるように、**介護予防・日常生活支援総合事業**を実施しています。この事業には大きく分けて**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**があります。

サービスの対象者について

介護予防・生活支援サービス事業

基本チェックリストの判定により支援が必要と判断される人、または要支援1・2の認定を受けた人が対象です。

一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象とした事業です。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ・介護予防訪問介護相当サービス
- ・基準緩和型訪問サービス
- ・短期集中型訪問サービス



通所型サービス

- ・介護予防通所介護相当サービス
 - ・基準緩和型通所サービス
 - ・短期集中型通所サービス
- (筋力向上トレーニング事業、口腔機能向上事業、温泉活用通所事業、脳の健康を守る通所事業など)



一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援



高齢者福祉事業

- ・介護用品給付事業、緊急通報システム事業、あんしん見守り事業など。

相談窓口

市町村によって各種サービスが異なります。
お住まいの地域の窓口へお気軽にご相談ください。



●大牟田地域住民医療・介護情報共有拠点事務室 OSKER

大牟田の医療・介護施設情報を掲載しています。どなたでも好きな写真を投稿できるギャラリーを製作いたしましたのでご紹介いたします。次号は「糖尿病について」をご紹介します。

TEL 0944-57-2007

Web サイト <https://osker.org/>